

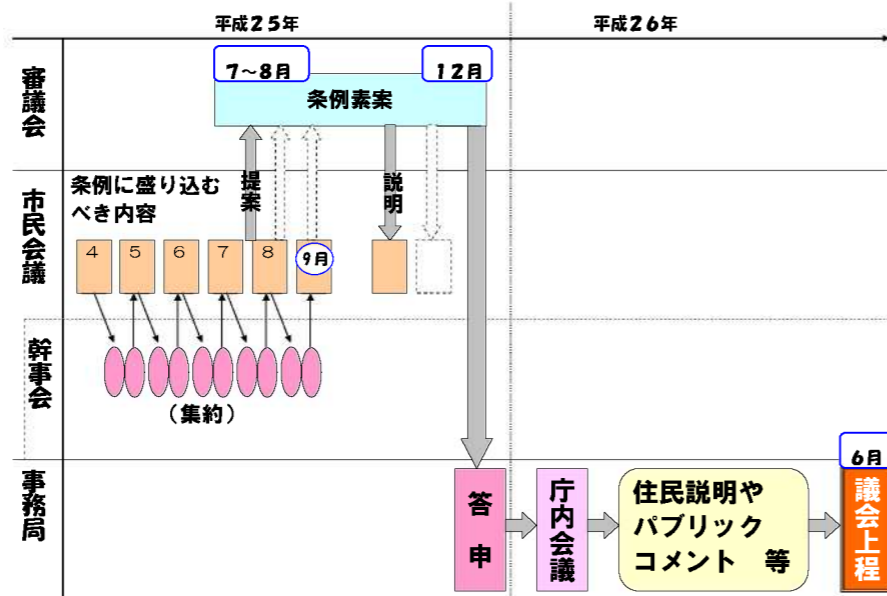
## 幹事会の報告

まず、第 16 回まちづくり市民会議で示したスケジュールに沿って進めていることを確認しました。

幹事会全員で、課題の解決方法を読み込み、条例に盛り込むべき要素を読み取る作業「要素化」について議論を重ねてきたことが報告されました。

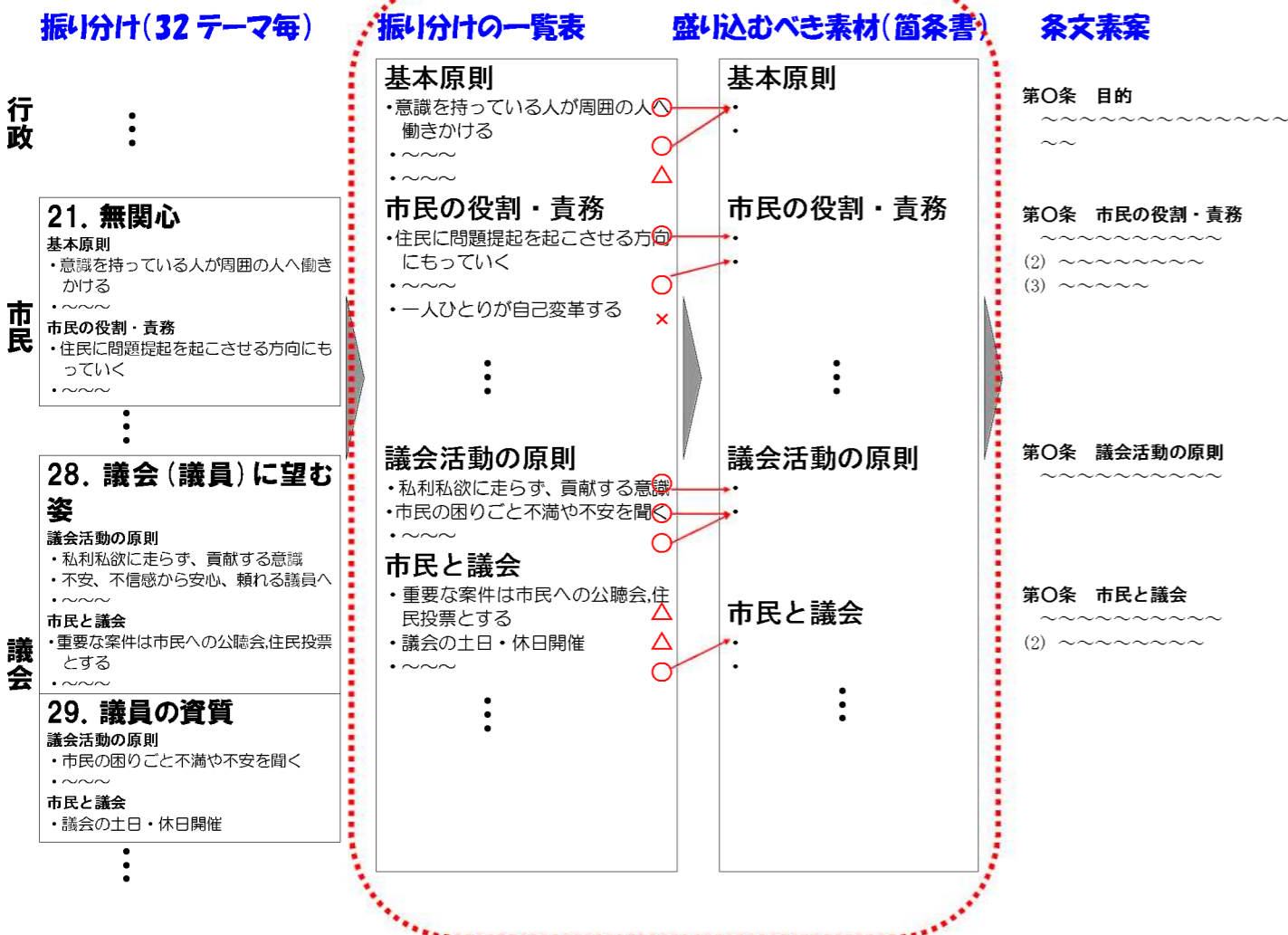
今回、「基本原則、市民・行政・市長の役割と責務、議会」についての盛り込むべき内容を市民会議で検証することが説明されました。そして 8 月は「情報共有、住民・市民参加制度、NPO・事業者、協働、評価」、9 月は「自治会、コミュニティ」についての検証を行うことが話されました。

(今後のスケジュール (第 16 回の資料))



### ココをやっています。

(条例制定の手法)



# 太宰府市自治基本条例(仮称) まちづくり市民会議 ニュース 19号

## 条例に盛り込むべき内容を検証 ~基本原則、市民・行政・市長の役割・責務、議会~

### プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
- 19:05 ◆ 幹事会からの報告
- 19:10 ◆ 盛り込むべき内容の検証  
「基本原則」  
「市民・行政・市長の役割・責務」  
「議会」
- 21:00 ◆ 閉会

### 市民会議の流れ

- 役割分担と進め方**
- 第 1 回 H24. 1. 16(月) 第 2 回 H24. 2. 2(木)
  - 第 3 回 H24. 3. 7(水) 第 4 回 H24. 4. 19(木)
  - ・ 条例の制定の手順と市民会議の役割と体制
  - ・ 参加者の範囲 ・ 会議の進め方
  - ・ 幹事会の役割と構成 ・ 設置
- 課題・解決方法の分析(1)**
- 第 5 回 H24. 5. 24(木) 第 6 回 H24. 6. 29(金)
  - 第 7 回 H24. 7. 27(金) 第 8 回 H24. 8. 23(金)
  - 第 9 回 H24. 9. 26(水)
  - ・ 自治基本条例制定の経緯と動機
  - ・ 市における課題や不満等
  - ・ 課題や不満等の集約内容の点検
  - ・ 「情報共有・議会・市民」の分析
- 勉強会**
- 第 10 回 H24. 10. 29(月) 勉強会
  - ・ 自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか
- 課題・解決方法の分析(2)**
- 第 11 回 H24. 11. 22(木) 第 12 回 H24. 12. 19(水)
  - 第 13 回 H25. 1. 25(金) 第 14 回 H25. 2. 20(火)
  - ・ 「市民参加の仕組み・職員・市長・行政・個別の政策課題」の分析
- 盛り込むべき要素**
- 第 15 回 H25. 3. 27(水) 第 16 回 H25. 4. 25(木)
  - ・ 前文に盛り込むべき内容の素材
  - ・ 市民の定義 ・ 盛り込むべき内容の整理
- 定義**
- 第 17 回 H25. 5. 23(木) 第 18 回 H25. 6. 27(木)
  - ・ 市民・自治・協働・コミュニティの定義
- 盛り込むべき内容の検証**
- 第 19 回 H25. 7. 25(木)
  - ・ 基本原則、市民・行政・市長の役割・責務、議会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第 19 回まちづくり市民会議が、平成 25 年 7 月 25 日(木)、いきいき情報センターの多目的ホールで開催され、登録総数 79 人中 26 人の参加があり、傍聴は 6 人でした。

まず幹事会から、今回を含め 3 回の市民会議において「条例に盛り込むべき内容」内容を検証していくという今後のスケジュールの確認がありました。

そして今回の市民会議は、幹事会が集約した「基本原則、市民・行政・市長の役割・責務、議会」における条例に盛り込むべき要素をもとに、気になることや足りない部分を出し合い、議論しました。

**次回のお知らせ**

日時: 8 月 29 日(木) 19:00~21:00

場所: プラムカルコア太宰府 4 階多目的ホール

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課

TEL: 092(921)2121 FAX: 092(921)1601

<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

## 条例の盛り込むべき内容の検証

議論の中であげられた意見を要約しました。

これまで市民会議で集めた「課題の解決方法」を読み込み、条例に盛り込むべき内容へと読み替え、要素を読み取る作業「要素化」を幹事会が行った。今回の市民会議では「基本原則、市民・行政・市長の役割・責務、議会」における要素化結果について議論しました。

### 基本原則

- ・「市民」「住民」など言葉がそろっていないようだが？  
→皆さんが出された「課題の解決方法」を読み込み、そこに含まれる要素を読み取ったものであり、言葉の整合はまだとっていないので、今後、条例化する段階で整理していくよう考えている。
- ・基本原則は、条例全体を方向づけるものであり、他の条文を議論する際に立ち戻ることが大事。行政、議会、市民、それぞれの制度の検証をする際に、基本原則をベースとして、民意が反映されているか、情報が適切に公開されているかなど、確認することが求められる。
- ・「市民の権利」に関する基本原則を定めておくべきである。  
幸福追求権は憲法で保障されており、太宰府自らの政治システムを、市民自らの意向が通るように切り替えていくことが求められる。
- ・含まれる要素を実現するための具体的な場の設定や手法はどのように条文に定めるか？  
→具体的な場の設定や手法は、個別条例を別途定めるものである。  
基本条例に基づき、市民参画条例の策定や、既存の条例の確認、見直し等行うことになるだろう。

### 市民の役割・責務

- ・「情報公開、参画、協働の仕組みづくり」などの市民の権利があることを書くべきである。  
例えば「市民は、市の公共課題に対して必要な情報の作成及び公開を求め、知る権利を有する」「市が有する情報は、市民と市の共有物であり、市はこれを隠蔽又は独占してはならない」等。
- ・「知る・提案する・参画する・質す（ただす）」が市民の権利と役割ではないだろうか。
- ・「無関心」の要因として、ベッタタウン特有の意識と、参画するに十分な情報を得られていないことがあるのではないかと。情報を積極的に出すことで関心を寄せられるのではないかと。情報公開が前提で、行政が出せないものを決めればやりやすく、分かりやすくなるだろう。
- ・大人が主導して子どもにも何かをさせるのではなく、子どもたちにも発言する権利、人としてまっとうに生きる権利は憲法で保障されているので、子どもの権利を書くべきである。

### 市長の役割・責務

- ・市長は広い裁量権を持つため、政策決定を行う場合の手続きを明確にしておくべきである。どのような要素をどのくらいといった具合に、数字上の問題や人材の問題をはっきりさせて政策判断を行うシステムがよい。民事的手続きの証明、透明性の確保につながる。

### 議会

- ・活動内容の公表を（議員の研修などの報告）。
- ・議会事務局は第三者との交流で客観的評価が必要。
- ・議員には議員の権利があることを分かりやすく書くべきである。
- ・議員の役割は「市民への説明責任を果たすこと」、「市民からの声を政策に反映させること」がある。
- ・議会は市の最高決議機関であり、政策立案機関である。
- ・反問権や一問一答方式など、盛り込むべきものは自治基本条例にも記述するべき



▲今回も口の子に座り、議論



▲集約結果を一項目ずつ検証

### 行政の役割・責務

#### (行政とは)

行政は市民の思いをいかに実現するかを考え、市民サービスを行う機関であろう。行政機関が上手く機能し、既存の条例等がきちんと守られていれば自治基本条例は不要。なぜ作るのかをはっきりさせるべき。

総合計画は市民の思いをかなえ、いかに満足してもらうかを実現するものである。行政がいかにうまく運営するかで作るわけではないだろう。

市民のためにどう上手くやっていくかを決めるべきで、行政のために市民が我慢するものではない。市民主体の行政であるべきであろう。

程度の問題であろう。法の枠内で行政は動く、条例も法の下に定められる。しかし、分野内で法律を超えて地域が提案する方向性はもてるのではないかと。例えば公害について法を越える条例ができ、法律が変わった。

議会、市長が二元性で動き、行政職員が執行する体制は変わらないが、市民の声をひろいあげる仕組みをもち、市民主体の行政を行うことが求められている。

総合計画の策定を市民参画で行い、有限の行政資源を効果的に配分するべきであろう。自分の思いがかなわないことも出てくるが、総合計画に沿って市政は進む。

行政は法律で縛られている。中立的な立場を超えて勝手に行動すると、さまざまなところで矛盾が生じるので、法律に従い行動すべきであろう。

行政は、市民の代表である議会の決定に従う仕組みになっている。議会の決定は、市民のためにまっとうな方向を示していると考えられる。

川崎市は、議会、行政が一緒になって市民の生活を守るために動き、法律を超える基準を作ったが、行政が毎日の業務をそれぞれの判断で決めるのはおかしい。

- ・行政職員は市長の配下にあるが、市長と反する市民の意見が出ることもあるので、その意見もいったん受け止めて、専門的見地で判断するべきであろう。
- ・行政は総合計画（短期・中期・長期的な計画）をもとに進めるべきだと考える。
- ・市民としての権利、行政の役割・責務が問われる自治基本条例であるべき。
- ・議会も行政もきちんと市民に説明責任を果たし、理解を得る必要がある。市民の意見を受け止め、それを反映させることができたら市民も納得するが、議会と行政の都合で決められたら不満が残る。
- ・条例は作ることも大事だが、いかに運用するかも大事であり、参画の問題であろう。条例に市民の声を反映させ、運用することが大事になるだろう。

#### (協働とは)

- ・今の太宰府の協働は、できあがったものをどのように実行するかといったレベルであり、行政側から市民に申し込んだり、一緒にやったりしている。真の協働は、ものをつくる時点で積極的に参画することが協働であろう。自治基本条例では「ものをつくるときの参画するルール」を入れて欲しい。協働を使う時は慎重に。
- ・協働というより「連携と参画」という言い方もあるだろう。
- ・まちづくりは何かを作るばかりではなく、支援したり、福祉を充実させたり、子どもの安全を守ったりするものであろう。まちづくりは共に考え、実行するものではないか。